

富谷市筋トレ型通所サービス（A7）における、新型コロナウイルス感染症への対応加算（0.1%上乗せ分）の算定について

介護報酬の改定に伴い令和3年4月1日から9月末まで、全サービスについて基本報酬が0.1%加算されます。

通所型サービスA7においては、加算率を乗じるサービスコード設定ができないため、「新型コロナウイルス感染症への対応加算」を新設し、算定単位数に応じて0.1%相当の単位数を加算して請求する扱いとなります。

算定方法については、算定単位数（加算除く）に0.1%を乗じて得た単位数に応じて、1～3単位の加算を算定する形となります。

算定式

$$\left[\begin{array}{l} \text{加算分を除いた本体} \\ \text{報酬に係る単位数} \end{array} \right] \times 0.001 = A$$

Aの値 ≤ 1 の場合 **1単位加算** 給付率に応じてサービスコード8310～8312を算定

1<Aの値 ≤ 2 の場合 **2単位加算** 給付率に応じてサービスコード8313～8315を算定

Aの値 > 2 の場合 **3単位加算** 給付率に応じてサービスコード8316～8318を算定

例1 新型コロナウイルス感染症への対応加算を2単位算定する場合

本体請求

サービス内容	サービスコード	単位数	算定単位
筋トレ型通所サービス1・1割	1001	1,437	1,437

$$1,437 \times 0.001 = 1.437$$

小数点以下切り上げ

算定する新型コロナウイルス感染症への対応加算

サービス内容	サービスコード	単位数	算定単位
通所型サービス令和3年9月30日までの上乗せ分2・1割	8313	2	2

例2 新型コロナウイルス感染症への対応加算を3単位算定する場合

本体請求

サービス内容	サービスコード	単位数	算定単位
筋トレ型通所サービス2・1割	1011	2,874	2,874

$$2,874 \times 0.001 = 2.874$$

小数点以下切り上げ

算定する新型コロナウイルス感染症への対応加算

サービス内容	サービスコード	単位数	算定単位
通所型サービス令和3年9月30日までの上乗せ分3・1割	8316	3	3

例3 新型コロナウイルス感染症への対応加算を1単位算定する場合

本体請求

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	算定単位
筋トレ型通所サービス1日割1割	1002	48	20	960

$$960 \times 0.001 = 0.96$$

小数点以下切り上げ

算定する新型コロナウイルス感染症への対応加算

サービス内容	サービスコード	単位数	算定単位
通所型サービス令和3年9月30日までの上乗せ分1・1割	8310	1	1